

2004年度 臨時総会

創設「少年当番付添人制度」（2004年10月から施行）

「司法研修所弁護士教官支援制度」（2004年4月遡及施行）

**決議「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」を導入する
法律案に反対する決議**

東弁は7月28日午後12時30分から弁護士会館クレオで2004年度の臨時総会を開催した。本臨時総会は、一般会計から会館特別会計への繰入金額を変更するとともに、「少年当番付添人制度」及び「司法研修所弁護士教官支援制度」の創設について、2004年度の関連会計等の補正予算の決議を求めるものであった。また、本年度の通常国会で継続審議となった「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」を導入する法律案（民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案）に反対する決議も承認可決された。

臨時総会の審議の概要は次のとおりであった。

第1号議案 一般会計から会館特別会計への繰入金額の変更の件

平成9年12月12日臨時総会決議による、一般会計から会館特別会計における維持管理会計への繰入金額を次のとおりに変更する。

記

平成16年4月1日以降の一般会費（会則第27条第1項及び外国特別会員基本会規第32条第1項に規定のもの）のうち、一人当たり月額3,500円とする。ただし、司法修習生の修習を終え、本会に入会した者の会費については次のとおりとする。

- ①修習終了後2年に達する年度の3月までの会費については、会館特別会計に繰り入れない。
- ②修習終了後4年に達する年度の3月までの会費については、繰入金を一人当たり月額1,500円とする。

◎承認（賛成多数）

<内容>

本会の会館の維持、管理及び改修等に関する資金の収支及び財産管理に関しては、会館特別会計規則により定められており、その必要資金については、同規則第2条第1号イ(1)に基づき、一般会計から会館特別会計に繰り入れることにより調達している。今般、少年当番付添人制度及び司法研修所弁護士教官の経済的支援制度の本年度内の実施、本年度から実施されている理事者への経済的支援、さらには飛躍的な会員数増加に備えての職員増員問題と退職金積立問題、各法律相談センターや公設事務所に対する支

援など、将来的に確実に見込まれる財政支出増を会費の値上げをせずに乗り切るために、また、一般会計の財源を確保して、財政の健全化安定化を図るために平成16年度において、一般会計から会館特別会計への繰入金額を現在の1人当たり月額5,500円から3,500円とする。

※少年当番付添人制度については、7月7日開催常議員会第28号議案、司法研修所弁護士教官の経済的支援制度については、同常議員会第29号議案（いずれもLIBRA8月号20頁）を参照。

第2号議案 平成16年度補正予算の決議の件

第1議案 平成16年度一般会計補正予算決議の件

第2議案 平成16年度会館特別会計補正予算決議の件

第3議案 平成16年度人権救済基金特別会計補正予算決議の件

第4議案 平成16年度刑事拘禁制度改革特別会計補正予算決議の件

第5議案 平成16年度一般会計、会館特別会計、人権救済基金特別会計及び刑事拘禁制度改革特別会計各補正予算の平成17年度暫定予算決議の件

◎承認（いずれも賛成多数）

<内容>

・第1議案～第3議案について

少年当番付添人制度及び司法研修所弁護士教官支援制度については、いずれも予算執行に大きな影響を与えるため、正式に補正予算を組むこととする。すなわち、第1号議案に基づいて、会館特別会計への繰入金9,424万8,000円（一

般会員分8,640万円、格差会員分784万8,000円)を一般会計へ留保し、その財源のうちより、司法研修所弁護士支援制度に関しては、一般会計中に事業費の1つとして、新たに「研修所教官支援金」の項目を設けて1,860万円を計上し、少年当番付添人制度に関しては、一般会計から人権救済基金特別会計への繰入金を1,600万円増額した上で、人権救済基金特別会計内の「推薦刑事弁護人日当」を100万円、「援助費」を1,500万円それぞれ追加計上した。

・第4議案について

法務省から、行刑改革会議の提言に基づき監獄法の改正が提案されようとしており、これに伴い、未決拘禁者の処遇についても合わせて立法化されるおそれがある。当会では、これまで、拘禁二法の立法化の阻止、代用監獄廃止に向けて長年にわたって運動してきた。今回、この監獄法の改正が国会に提案され、一挙に代用監獄が永続化されるような事態を阻止するために、引き続き断固として、これに反対し、今後様々な運動を展開していくことが必至であり、そのための予算措置も緊急に必要となる。刑事拘禁制度改革特別会計には、本年度は100万円のみを計上してただけであったが、にわかに新たな動きが生じてきているので、同特別会計の活動費を500万円とすることとした。

※拘禁二法特別会計を「刑事拘禁制度改革特別会計」に改称し

たことについて、7月7日開催常議員会第32号議案（LIBRA8月号20頁）を参照。

・第5議案について

以上の各補正予算案の編成により、一般会計、会館特別会計、人権救済基金特別会計及び刑事拘禁制度改革特別会計の平成17年度暫定予算案もそれぞれ補正後の金額の12分の2を計上する。

第3号議案 「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」を導入する法律案に反対する決議の件

◎承認（賛成多数）

<内容>別載決議参照。



臨時総会終了後の東京三
会合同記者会見（少年当
番付添人の実施、敗訴者
負担制度法案反対、国選
弁護士報酬問題）。右から
2人目が東弁の橋本佳子
副会長。＝7月28日、
司法記者クラブにて

「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」を導入する法律案に反対する決議

合意による弁護士報酬敗訴者負担制度を導入する「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」が本年3月、通常国会に上程され、現在継続審議となっている。

当会は、当初提案されていた両面的弁護士報酬敗訴者負担制度は司法アクセスを阻害するものであり、「市民に利用しやすい司法の実現」という司法改革の理念に反するものとして、その導入に強く反対してきた。

司法制度改革推進本部は、司法アクセス検討会の最終段階である2003年12月に至り、原則各自負担という従来の制度を維持しながらも、双方の当事者に訴訟代理人がついて訴訟上での共同の申立がなされた場合に限り、弁護士費用の一部を訴訟費用とするという、合意による敗訴者負担制度導入の意見をとりまとめ、法案化した。

合意による敗訴者負担制度では、裁判上の合意をなくとも、私的な契約や約款などに「敗訴者が勝訴者が支払うべき弁護士報酬を負担する」旨の条項（敗訴者負担条項）が入っている場合は、その条項に基づいて、敗訴者は勝訴者から弁護士報酬を請求されるおそれがある。

消費者、労働者、中小零細業者など弱い立場にある者は、訴訟上の合意による敗訴者負担制度が適用され、さらに、私的契約や約款などに敗訴者負担条項が存在すれば、敗訴した時の弁護士報酬負担を恐れて訴訟を提起することも受けて立つこともためらうことになり、結果として、市民の司法へのアクセスに重大な萎縮効果を及ぼす。そして合意による敗訴者負担制度が導入されれば、より一層裁判外での私的契約や約款などに「敗訴者負担条項」を記載することが広がっていくことが懸念される。

したがって、合意による敗訴者負担制度の導入が、司法アクセスを阻害する弊害を防止するために、次の立法上の措置が不可欠であり、これがなされない限り本法案は廃案とすることを強く求める。

- ①少なくとも、消費者訴訟、労働訴訟及び一方が優越的地位にある事業者間の訴訟など、構造的に格差の認められている当事者間の訴訟においては、合意による敗訴者負担制度を適用しないこと。
- ②少なくとも、消費者契約、労働契約（労働協約、就業規則を含む。）及び一方が優越的地位にある事業者間の契約など、構造的に格差の認められている当事者間の私的契約・約款等に盛り込まれた敗訴者負担の定めは無効とすること。

2004年7月28日 東京弁護士会